

記者提供資料
平成29年(2017年)6月30日
政策局市長室特別調査・再発防止チーム
078-918-5278 (内線2456)担当:浦

**生活保護費不適正支給等の事案及び
斎場管理センターに関する事案に対する
特別調査・再発防止チームにかかる調査結果報告書について**

特別調査チームでは、平成29年3月29日付「斎場管理センターにおける服務規律違反に関する中間報告書」提出後、同年4月以降も、引き続き、同センターに対する様々な疑義について調査してまいりました。

加えて、同年5月29日、新たに発覚した生活保護費不適正支給等に関する調査を行うため、チームの体制を充実させるとともに名称を「特別調査チーム」から「特別調査・再発防止チーム」に変更しました。

このたび、2つの案件について、特別調査・再発防止チームによる調査結果をとりまとめましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 特別調査・再発防止チームによる調査方法（平成29年4月1日～同年6月30日）

(1) 調査方法

主に調査対象者及び関係者を対象にして事情聴取を行い、事情聴取によって表れた事実に関する客観的資料を収集するなどして、事実認定を行った。

(2) 特別調査・再発防止チームによる事情聴取

ア 生活保護費不適正支給等の事案について

・市職員（元職員含む）に対する聴取・・・・・・・・・・20名

イ 斎場管理センターに関する事案について

・市職員に対する聴取・・・・・・・・・・14名（のべ28回）

・市職員以外の関係者に対する聴取・・・・・・・・・・9名（のべ10回）

2 生活保護費不適正支給等の事案について

(1) 概要

生活福祉課に勤務する職員（ケースワーカー）1名が、平成27年8月頃から平成29年3月末にかけて、担当地区の被保護世帯から提出された収入申告書等の書類を放置し、保護費の変更等の処理を怠るなどして保護費等を適正に支給していなかった。

(2) 発覚の経緯

当該職員が平成29年4月1日付の人事異動により他部署へ異動することとなり、

後任職員への事務引継ぎを行う中で、未処理の案件が多数あることが判明した。

(3) 怠っていた未処理の案件

- ① 担当していた98世帯のうち、33世帯(53件)について、適正に保護費を支給していなかった。
支給漏れ 21件、計471,144円
過大支給 32件、計1,921,350円
- ② 不正受給に係る被保護世帯への返還請求手続き(4世帯、計233,582円)を行っていなかった。
- ③ 福祉用具購入費用について、本市の高年介護室介護保険担当への介護保険給付の請求手続き(3件、計122,400円)を行っていなかった。
- ④ 交通事故による第三者行為求償について、加害者側保険会社への請求手続き(1件27,820円)を行っていなかった。
- ⑤ 被保護世帯への月間訪問計画表を作成せず、訪問を適切に行っていなかった。また、訪問を行った件について、状況等をケース記録に記入していなかった。
- ⑥ 後任職員への引き継ぎにあたり、必要な書類等を破棄していた。

(4) 規律違反行為等の内容及び評価

規律違反行為等の内容	評価
① 上記(3)の複数の業務を懈怠していたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数々の業務懈怠によって被保護世帯の生活に重大な影響を及ぼしており、結果は重大である。 ・ 生活保護行政に対する市民の信頼を損なった。
② 業務懈怠行為を認識しながら、上司、先輩職員等に相談・報告をしなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務懈怠を回避・解消する手立てを講じず、被保護世帯に対する影響を拡大させ続けており、自らの職責を軽んじていたと言わざるを得ない。
③ 担当地区変更を拒否したこと、進捗状況を確認された際に虚偽の事実を述べて繕っていたことなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務懈怠行為の隠ぺいを図っており、業務懈怠後の対応についても厳しい非難を免れえない。
<p>【当該職員の責任】</p> <p>当該職員のこれらの行為は、法令及び職務命令に従う義務及び信用失墜行為の禁止に違反し、法令等違反、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、並びに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に該当するものであり、厳しい処分は免れない。</p>	

3 斎場管理センターに関する事案について

問題点	評価
<p>①三角地（火葬場駐車場に隣接する市の借地でない民間所有地）整備にかかる業者からの見積書（以下「本件見積書」という）の破棄</p> <p>平成29年3月末頃、当時の明石市都市整備部建築室営繕課長が、当時の都市整備部長、建築室長、都市整備部参事と協議のうえ、営繕課が保管していた本件見積書を破棄した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件見積書は、調査チームの調査の対象事項に関する書類であり、これを破棄したことは、三角地整備に関する事実関係を不明なものにしようとしたと評価されてもやむを得ない。 ・当時の部長、室長、参事についても、当時の営繕課長とともに本件見積書を破棄する方向で意思決定したことは、組織体質としても大きな問題がある。 ・調査によって判明している事実関係を基にすれば、本件見積書の破棄は公用文書毀棄罪にも該当しうる。
<p>【個々の職員の責任】</p> <p>1 営繕課長について 課長として所管する事務を適正に執行すべき立場にあるにもかかわらず、平成29年3月市議会において指摘された疑義に関する重要な書面である本件見積書を破棄したことについては厳しい非難を免れない。</p> <p>2 都市整備部長、建築室長及び参事について 営繕課長の上司として、また相談役・指南役である参事として、営繕課長が公用文書毀棄罪にも該当しうる行為を行わないよう管理・監督する立場にあったにもかかわらず、営繕課長とともに本件見積書を破棄する方向で意思決定を行ったことについては、営繕課長同様、厳しい非難を免れない。</p>	
<p>②平成28年9月付「あかし斎場『旅立ちの丘』火葬場ひび割れ・漏水調査報告書」（以下「本件漏水調査報告書」という）の誤記載</p> <p>本件漏水調査報告書において記載されている火葬場棟の漏水発生時期（H24.6）が、客観的事実（H23.6頃）と異なっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営繕課における漏水の発生時期の調査に関し、調査不足が認められる。 ・多数の者が決裁や合議に関わったにもかかわらず、調査不足に基づく誤記載については誰も指摘しなかったものであり、個々の職員について自己の職責に対する意識に問題があることが判明した。 ・平成23年度の営繕課長において、本件漏水を上司に報告せず、後任者に引継ぎをしなかったことはチェック体制等に問題があることを示すものである。
<p>【個々の職員の責任】</p> <p>1 本件漏水報告書が作成された平成28年度の営繕課長について 本件漏水調査報告書の作成に関して重大な役割を担っていたにもかかわらず、火葬場棟における漏水について十分な調査を行わず、結果、客観的事実と異なる内容の報告書を作成したことは、管理職として与えられた職務を十分に全うしているとは言い難い。</p> <p>2 本件漏水報告書が作成された平成28年度の都市整備部長、建築室長及び参事について 営繕課長の上司として、また相談役・指南役である参事として、本件調査報告書の決裁又は合議にあたって、その内容を十分に精査すべきであったにもかかわらず、これを怠ったものであり、管理職・参事として与えられた職務を十分に全うしているとは言い難い。</p> <p>3 本件漏水が発生した平成23年度の営繕課長について 平成23年度の漏水発生について部下から報告を受けたにもかかわらず、本件漏水について上司に報告せず、また後任職員に対しても引継ぎを行わなかったのであり、管理職として与えられた職務を十分に全うしているとは言い難い。</p>	

問題点	評価
<p>③三角地整備に関する不適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 明石市が市の費用で民間所有地である「三角地」を駐車場として整備した。 三角地を整備する際、当初三角地に建立していた墓石を地下に埋設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 三角地整備は、三角地に隣接する火葬場棟の駐車場が満車になった際、市が借りていない三角地についても駐車をすることができるという相互利用を前提に行われたものである。また、相互利用においても、市は借地料の負担がないことから、市が整備費用を負担したことについては合理性が認められる。 厚生省の通知によれば、墓石の埋設は宗教行為の一部として墓を除去し廃棄する場合には廃棄物として取り扱うことは相当でないとされており、本件墓石について産業廃棄物とは断定できない。もっとも、本件埋設行為によって地盤沈下等、土地の安全性に支障が生じるおそれがある場合には、掘り返し等も検討する必要がある。
<p>【当時の斎場管理センター所長の責任】</p> <p>上記のとおり、市の負担による三角地整備に関しては一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、当初予定されていなかった三角地の整備に関して、必要な決裁手続きが行われていない点については、市の決裁規程に違反するものである。</p> <p>また、上記のとおり、三角地整備について一定の合理性が認められるのは、三角地を相互利用することができるのが前提である。しかし、相互利用については、確認書のみによ拠するものであり、法的な権利関係が曖昧な状態となっている。施設管理責任者である所長としては、法律関係を踏まえて権利関係をより明確にすべきであったにもかかわらず、漫然と確認書を交わしており、管理者としての責任を問われるべきである。</p>	
<p>④部下の管理監督責任</p> <p>平成29年3月30日付で免職処分された斎場管理センターの元職員であった職員A及び職員Bに対する監督責任がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元職員Aについては、兼業等による服務規律違反行為が認められ懲戒免職処分となっている。また、元職員Bについては、民間の葬儀業者からビール券を受領するなどの服務規律違反行為により分限免職処分となっている。これら元職員A及びBの上司についても一定の監督責任は免れない。
<p>【個々の職員の責任】</p> <p>平成28年度における斎場管理センター所長、同センターを所管する市民・健康部次長及び市民・健康部長については、免職処分となった元職員2名を管理・監督する立場にあったとして、一定の監督責任が問われるべきである。</p>	

4 特別調査チームによる再発防止策の提言

特別調査・再発防止チームは、上記の様々な違反行為の原因についても調査を行ったため、当該調査を踏まえ、再発防止策を以下のとおり提言する。

- ① 個々の職員に関するもの（コンプライアンス意識の向上等）
- ② チェック体制等の運用に関するもの（十分な管理監督体制の構築等）
- ③ 職員・組織体制に関するもの（専門職員の十分な配置等）
- ④ コンプライアンス制度に関するもの（内部公益通報制度の見直し等）

以上